

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて定めました。必要となる危険物

の貯蔵・取扱いについて、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧を図ることを目的としています。

～過去の震災では～

給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたことから、通常時の危険物の取扱いが困難になりました。

ドラム缶や地下タンクから手動ポンプによる自家用車等への給油、救援物資等の集積場所での危険物の貯蔵などが実施され、平常とは異なる対応が必要となりました。



■震災その他大規模な災害被害からの早期復旧に向けた事前計画を各事業で策定しましょう。

また、震災時においても危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施には安全対策が必要になります。

事前計画の申請（様式ダウンロードページはこちら）に係る窓口は、消防局予防課となります。

震災時の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの例

